

議案第 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 2 月 18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

有毒薬物取扱手当等を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項第 3 号を削る。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第11条までを 1 条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。